

ジュニア NISA の新設に伴う、納入申告書の様式変更及び記載方法について

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置（いわゆる「ジュニア NISA」）が平成 28 年 1 月 1 日に開始されました。通常、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得については、非課税となります（非課税の際の申告方法については「[NISA・ジュニア NISA 及びつみたて NISA に係る非課税適用分の申告方法について](#)」をご覧ください。）が、契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等及び、株式等譲渡所得には、それぞれ、配当割及び、株式等譲渡所得割が課税されます。

これに伴い、平成 28 年 4 月 1 日より、「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（以下、「旧様式」といいます。）の様式名が「源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書」（以下、「新様式」といいます。）に変更となりました。

(旧様式: 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割納入申告書)	(新様式: 源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書)
<p>様式名が変更となりました。</p>	

契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等の申告については、新様式を使用するか、旧様式を新様式名に修正のうえ、源泉徴収選択口座内配当等と分けて、申告書を作成してください。また、申告書の「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載ください。

契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の株式等譲渡所得の申告については、源泉徴収選択口座内の株式譲渡所得と分けて、「道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書」を作成して申告してください。また、申告書の「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載してください。

なお、源泉徴収選択口座内の配当等及び株式譲渡所得の申告については、従来通りの申告方法で変更ありません（源泉徴収選択口座内の配当等については新旧どちらの様式の申告でも結構です。）。